

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 5 1 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用については、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について（通達）」（令和2年12月25日付け警察庁丁規発第144号。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が令和7年4月1日から施行され、保管場所標章が同日に廃止されることに伴い、同日以降の運用は下記のとおりとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和7年4月1日をもって廃止する。

記

第1 総則関係

1 定義

(1) 自動車

ア 法の定義

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第2条第1号の規定により、自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいうこととされている。

イ 具体的適用

法の規定の適用は、自動車の種類により異なり、法第3条から第5条まで及び第7条から第12条までの規定の適用関係は、次の表のとおりである。

また、法第13条第1項の規定により、同項に規定する運送事業用自動車については、法第4条、第5条、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定は適用しないこととされている。

	登録自動車	軽自動車	その他
第3条	○	○	○
第4条	○	—	—
第5条	—	○	—
第7条	○	○	—
第8条	○	○	○
第9条	○	○	○
第10条	○	○	○

第11条	○	○	○
第12条	○	○	○

注1 適用されるものに○を、そうでないものに－を付けた。

注2 「登録自動車」とは、道路運送車両法第4条に規定する処分（以下「新規登録」という。）を受けなければならない、又は新規登録を受けた自動車をいう。

注3 「その他」とは、法第2条第1号に規定する自動車で、登録自動車及び軽自動車を除いたものをいう。

(2) 保有者

ア 法の定義

法第2条第2号の規定により、保有者は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいうこととされているので、「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」ということになる。

イ 具体的適用

保有者の定義の解釈については、法及び自動車損害賠償保障法のそれぞれの法律の目的及び各規定に対応して行う必要がある。

次に掲げる者は、法にいう保有者に通常当たると考えられる。

- ・ 自家用自動車の所有者
- ・ 自動車運送事業者
- ・ レンタカー業者
- ・ リース形態の場合の自動車の賃借人

(3) 保管場所

ア 法の定義

法第2条第3号の規定により、保管場所は、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいうこととされている。

イ 具体的適用

従前は、法第4条の規定による保管場所証明の際の保管場所の要件又は法第11条第1項の保管場所としての道路の使用の禁止の規定の適用の際の判断基準として、法の定義にいう保管場所の解釈がなされ、とりわけ、「通常」の解釈が各規定によって行われてきた。

「通常」の解釈として、

保管場所証明の際の保管場所の要件については、自動車の使用の本拠の位置との間の距離、保管場所の大きさ等を、

保管場所としての道路の使用の禁止の規定の適用については、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を、それぞれ考えてきたところである。

平成2年の改正により、法第3条において、政令で定める要件、すなわち、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）第1条の規定による自動車の使用の本拠の位置との間の距離、保管場所の大きさ等の事項にすべて該当することという要件を備えた保管場所

という概念が規定されたところであり、その結果、「通常」の解釈としては、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を考えれば足りることとなった。

(4) 自動車の使用の本拠の位置

法の定義はないが、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合は、その住所又は居所、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。この場合において、保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

2 保管場所の確保

(1) 保管場所の使用権原

令第1条第3号の規定による「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することを意味している。

法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所とは、

法律等の規定によるものとしては、

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）第10条の規定による、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条、第10条等の規定により、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条又は第21条の規定により、特別区域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

等があり、

条例の規定によるものとしては、

- ・ 火災予防条例等の条例により、準危険物を貯蔵し又は取り扱う場所の周囲に空地として保有されている場所

等がある。

なお、各都道府県警察においては、関係する条例の内容等を調査しておくこととされたい。

(2) 保管場所確保義務の履行の確保を図るための各種制度・措置の有機的活用

保管場所確保義務の履行の確保を図るための制度・措置である、

- ① 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条、第5条、第7条）
- ② 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条―第10条）
- ③ 保管場所としての道路の使用の禁止等（法第11条）
- ④ 報告又は資料の提出（法第12条）

については、自動車の種類及び地域によって規定の適用の有無が定められているので、これらに十分留意の上、各制度・措置を有機的に連動させて活用すること。

第2 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度関係

1 申請書・保管場所証明書及び届出書の欄等

(1) 概要

申請書・保管場所証明書及び届出書については、各都道府県警察において作成、配布するものは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第2項、第2条第1項、第3条第3項及び第6条第4項の規定による様式の書面に、次のとおり書面の欄外に欄を設ける等すること。

(2) 書面の欄外に設ける欄

規則で定められた様式の書面の下の欄外に、

- ・ 申請書・保管場所証明書については、「自己単独所有・その他」、「自動車登録番号」及び「連絡先」
- ・ 届出書については、「自己単独所有・その他」、「自動車登録番号・車両番号」及び「連絡先」

の欄を設けること。

申請書・保管場所証明書2通の複写となったものについて、この欄外の欄についても、複写となるようにすること。

また、手数料の徴収を収入証紙で行うこととしている都道府県にあっては、申請書・保管場所証明書2通の2枚目に、貼り付ける欄を設けること。

2 保管場所証明に係る申請書及び届出書の記入方法等

(1) 共通事項

ア 正確、的確な記入

申請しようとし、又は届出をしようとする者に対し、記入した内容が正確、的確となるよう記入方法等について指導教養を徹底するとともに、そのための広報啓発、相談活動を行うこと。

特に間違いやすい自動車の車名、型式及び車台番号の各欄に記入すべき内容については、その参考資料を警察署の窓口等に備えておくこと。

イ 書面の訂正

- ・ 申請書・届出書の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、申請書・届出書の訂正箇所を二重線等で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者・届出者に教示すること。保管場所証明に係る申請書については保管場所証明書交付後の訂正は認めないこと。
- ・ 受理した申請書・届出書の訂正箇所には、警察署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

ウ 申請者・届出者の氏名

申請者・届出者の氏名は、申請者・届出者が法人であるときは、その名称及び代表者とすること。

エ 自己単独所有・その他

この欄は、保管場所証明に係る申請書及び届出書に添付することとなる「自動

車の保有者が当該申請（届出）に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面」がどのようなものであるかを保管場所証明に係る申請書及び届出書自体から明らかになるよう設けるものである。

オ 連絡先

この欄は、保有者が保有者本人以外の者の協力を得て保管場所証明に係る申請又は保管場所に係る届出をするに当たり、申請書・届出書及び添付書面の内容についてその保有者に協力した者と連絡を取る必要がある場合に当該連絡を円滑に行うため、その者の氏名及び電話番号を記入させるものとして設けるものである。

(2) 保管場所証明

ア 車台番号

保管場所証明は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、保管場所証明に係る申請書の車台番号の欄の記入は必須のものであり、車台番号が記入されていない間は、保管場所証明書は、交付できない。

なお、保管場所証明申請時に車台番号が確定せず、保管場所証明に係る申請書の車台番号の欄を空欄のままで行った申請は、有効なものとして受理することは差し支えない。

イ 自動車登録番号

この欄は、必要に応じて、保有者の協力を得るなどして、申請に係る自動車の登録番号を記入すること。

(3) 保管場所に係る届出

ア 車台番号

保管場所に係る届出は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、届出書の車台番号の欄の記入は必須のものである。

イ 自動車登録番号・車両番号

この欄は、必要に応じて、保有者の協力を得るなどして、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号を記入すること。

ウ 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、車両番号の記入及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記入がなくても受理すること。この場合でも、できる限り、車台番号を記入するよう保有者の協力を得ること。

エ 保有者が変更する場合の変更届出をするときの変更前の保管場所の位置の欄の記入

保有者が変更する場合に、変更届出をする届出者である新保有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあり、この場合、変更前の保管場所の位置の欄は、空欄とするよう指導すること。

3 添付書面

規則第1条第2項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、保管場所証明に係る申請書及び届出書に添付する書面は、具体的には、次のとおりとすること。

(1) 自動車の保有者が当該申請（届出）に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 別添 1 の様式の保管場所使用権原疎明書面（自認書）

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面として、

- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ・ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常、有している駐車場の料金の領収書等
- ・ 別添 2 の様式の保管場所使用承諾証明書
- ・ 以上のものが作成しがたい場合において、当該自動車の使用に関連のある都市再生機構等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 別添 2 の様式の保管場所使用承諾証明書

(2) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図

- ・ 手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記すること。
- ・ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できる地図の写しでもよいこととし、この場合において、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記するほか、距離が確認しやすいように当該自動車の使用の本拠の位置を中心とした半径 2 キロメートルの円を図示すること。

(3) 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図（保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記すること。）

自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合には、この配置図に、保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば、所在図を別に作る必要はないものとする。

(4) 複数自動車の申請・届出の場合の書面

申請書・届出書の表示上同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする申請・届出が同時になされるものについては、(1)、(2)及び(3)の書面は、それぞれ 1 通でよいものとする。

4 法第12条の規定により、報告又は資料の提出を求める書面

基本的には、申請書・届出書及び添付書面がそろっており、必要事項が記入されていれば、申請・届出を受理することとなるが、車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合は、法第12条の規定により報告又は資料の提出を求めること。

報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 申請者・届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面として、
住民票の写し
印鑑証明書

電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

- ・ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面として、当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し

当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

- 5 保管場所が確保されていると認められない場合の保管場所証明に係る申請の取扱い
- 警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、その理由を速やかに連絡するとともに、書面により、同理由、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の提起の方法を教示し、保管場所証明に係る申請書に「不可」と記載して交付すること。

6 保管場所証明書の再交付

(1) 保管場所証明書を再交付する場合の手続

保管場所証明書を再交付する場合の手続は、次のとおりとすること。

- ・ 各都道府県警察で定める様式の再交付申請書により申請させること。
- ・ 添付書面は不要とすること。
- ・ 現地調査を省略すること。
- ・ 証明年月日は、先に交付した保管場所証明書の証明年月日と同一とすること。
- ・ 再交付した場合は、先に交付した保管場所証明書の警察署長の控としているものの欄外にその旨を記載し、経過を明らかにすること。

(2) 保管場所証明書を再交付する場合の手数料

保管場所証明書を再交付する場合の手数料の徴収については、各都道府県の手数料条例の定めるところによるものとする。

別添 1

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ — ）

住 所

電 話

氏 名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
2 **土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。

別添 2

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用 者	〒（ ） 住　所 （ ）局　　　番
	氏　名
使　用　期　間	年　月　日　か　ら 年　月　日　ま　で
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年　月　日 〒（ ） 住　所 電　話 氏　名	

備考

共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。